



環境省

Ministry of the Environment

# 環境研究に関する推進費 平成 2 2 年度新規課題募集の案内

環境研究・技術開発推進費  
地球環境研究総合推進費

平成 2 1 年 1 0 月

環境省 総合環境政策局・地球環境局

## 目次

環境研究に関する推進費とは？ -----	2
応募資格は？ -----	5
応募時に注意することは？ -----	6
課題の選定は？ -----	7
研究開始時期はいつか？ -----	8
研究期間は？ -----	9
間接経費とは？ -----	10
不正行為・不正使用に関するルール -----	11

## 環境研究に関する推進費とは？

環境省は、環境分野の調査研究・技術開発を対象とした競争的資金として以下の推進費を運営しています。

### 1) 環境研究・技術開発推進費（平成 20 年度までは環境技術開発等推進費）

広く産学官などの英知を活用した研究開発の提案を募り、優秀な提案に対して研究開発を支援することにより、環境研究・技術開発の推進を図ることを目的とした研究資金です。

予算規模は、年間 11.6 億円（平成 21 年度実績）です。

URL：<http://www.env.go.jp/policy/tech/suishin.html>

### 2) 地球環境研究総合推進費

地球環境問題が人類の生存基盤に深刻かつ重大な影響を及ぼすことに鑑み、様々な分野における研究者の総力を結集して学際的、国際的な観点から総合的に調査研究を推進し、もって地球環境の保全に資することを目的とした研究資金です。

予算規模は、年間 39.6 億円（平成 21 年度実績）です。

URL：<http://www.env.go.jp/earth/suishinhi/index.htm>

各推進費が募集する研究区分は次ページのとおりです。

詳細は各推進費の公募要領等を参照してください。

## 研究区分一覧

### 1) 環境研究・技術開発推進費

#### 対象分野

大気・都市環境、 水・土壌環境、 自然環境保全（地域の生態系保全） リスク管理（化学物質などの環境リスク） 健康リスク評価

- ア 戦略一般研究領域：基礎から実用化までの様々な段階にある研究開発に応じて、成果目標に合致し、行政ニーズに即した課題を環境省が提示し、広く公募を行うもの。
- イ 戦略指定研究領域：環境省が主体的・戦略的に行政主導の研究開発を行うことをさらに推し進めるため、予め研究課題を指定して細部を公募するトップダウン型の公募方式。

### 2) 地球環境研究総合推進費

#### 対象分野

全球システム変動（オゾン層、地球温暖化など） 越境汚染（大気・陸域・海域・国際河川）、 広域的な生態系保全・再生、 持続可能な社会・政策研究

- ア 戦略的研究開発領域：わが国が国際的に先駆けて、若しくは国際的な情勢を踏まえて、特に先導的に重点化して進めるべき大規模な研究プロジェクト、又は個別研究の統合化・シナリオ化を行うことによって、わが国が先導的な成果を上げることが期待される大規模な研究プロジェクト。
- イ 地球環境問題対応型研究領域：個別又は複数の地球環境問題の解決に資する研究で、公募に当たって、重点的に募集したい研究分野などを記した公募方針を提示。
- ウ 地球環境研究革新型研究領域：以下3つの募集枠を設定。
- ）若手枠：新規性・独創性・革新性に重点を置いた若手研究者向けの募集枠。研究代表者及び研究参画者のすべてが平成22年4月1日時点で40歳以下であることを要件。（出産・育児による休業のため研究活動ができなかった者に対し、年齢制限を緩和する場合あり。）
  - （新） ）戦略FS枠：平成23年度開始予定の戦略的研究開発領域の研究課題（広域的な生態系保全・再生分野）に関する課題検討調査研究の募集枠。
  - （新） ）統合評価枠：先進的な特定の研究テーマに係る最新成果を統合・評価する研究課題の募集枠。

エ 国際交流研究 (Eco Frontier Fellow: EFF): 地球環境部門における外国研究者をわが国に招へいし、国内の研究機関の研究者と共同研究を実施することにより、地球環境研究の国際的な推進を図ることを目的とする研究。

## 応募資格は？

応募資格は以下に示すとおりです。

- 1) 日本国内において、環境に関する研究を実施する能力のある下記の機関に所属している研究者であること。但し、非常勤の場合は、予定される研究期間について所属研究機関に雇用されることが保証されていること。（「所属」とは、非常勤・常勤は問わず職員として従事している場合とする。）

国立試験研究機関、独立行政法人研究機関

大学（国公立問わず）、高等専門学校（高等学校は含みません）

地方公共団体の設立した研究所

法律により直接設立された法人又は民法第 34 条の規定により設立された法人のうち、研究に必要な設備・研究者を有するものの

民間企業の研究所等、上記に該当しない組織で、研究に必要な設備・研究者を有するもの（学会事務局は研究機関ではないので該当しません）

- 2) 提案した研究計画を適切に実施する能力を有するとともに、日本語による面接に対応できる程度の語学力を有していること。
- 3) 研究期間を通じて研究全体に責任を負い、研究に力を注げること。

## 応募時に注意することは？

公募要領等に書かれている内容を熟読の上、応募して下さい。

- 1 ) 環境研究・技術開発推進費および地球環境研究総合推進費は、委託研究費です。したがって、研究契約は、基本的に環境省と各研究機関における委託研究契約になります。研究者に対する個人補助ではありません。また、委託契約であるために、委託金について、原則として先払いは行っておりませんのでご注意下さい。
- 2 ) 本推進費の制度の趣旨に合わない場合、応募課題が審査に付されないことがあります。また、例えば、環境研究・技術開発推進費に応募された場合でも、研究内容が地球環境研究総合推進費の制度趣旨に合致すると判断される場合、事務局より地球環境研究総合推進費への応募変更を求める場合があります（地球環境研究総合推進費から環境研究・技術開発推進費への応募変更を求める場合もあります）。
- 3 ) 応募書類の再提出、訂正は認めておりません。誤入力や記入漏れがないように作成してください。また、応募書類の提出先は、環境研究・技術開発推進費では総合環境政策局、地球環境研究総合推進費では地球環境局と異なっておりますのでご注意下さい。
- 4 ) 契約事務に関するトラブルを避けるため、応募前に所属研究機関の上司（独立行政法人の場合、部長・領域長クラス、大学の場合、学部長クラス）及び契約事務担当者に対して、応募の件の了解を得て下さい。
- 5 ) 重複応募の制限などの詳細は、各推進費の公募要領等を参照してください。

## 課題の選定は？

外部専門家によるピアレビューにより、課題の選定が行われます。

環境省の競争的研究資金では、評価者の選定に当たり、利害関係の排除に努めるなど、評価の公正さを高める取組を行っています。

### 1) 環境研究・技術開発推進費

総合研究開発推進会議に属する外部専門家及び環境省により、「環境研究・技術開発推進費研究開発評価実施要領」等に基づいて評価が行われています。事前評価には、約30名の専門家・有識者が関与しています。

課題選定は、「書面評価」と「ヒアリング評価」により実施されます。

審査に関する情報は下記 URL でご覧いただけます。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/suishin.html>

### 2) 地球環境研究総合推進費

地球環境研究企画委員会第1～第4研究分科会に属する外部専門家及び環境省により、「地球環境研究総合推進費研究開発評価実施要領」等に基づいて評価が行われています。外部評価には、約60名の専門家・有識者が関与しています。

課題選定は、「書面評価」と「ヒアリング評価」により実施されます。

審査に関する情報は下記 URL でご覧いただけます。

<http://www.env.go.jp/earth/suishinhi/jpn/evaluation/evaluation.html>

## 研究開始時期はいつか？

財務省の内示が出た後から、委託契約を結ぶことが可能となります。

- ・ 通常、新規課題の採択候補が決定した後に、事務局は財務省と実行協議に入ります。協議後、財務省より内示が出され、事務局は課題代表者が所属する研究機関と委託契約に必要な手続きを開始します。
- ・ 新規課題の内示は例年、5月下旬に出されますが、状況により前後することがあります。
- ・ 契約締結までにかかる時間は、研究機関により異なりますが、例年おおよそ6月初旬から研究費の執行が可能となります（ただし、開始できる時期は研究機関により大きく変動することがあるので、各研究機関の契約担当者と連絡をとるようにしてください。
- ・ 継続課題の場合、通常毎年4月1日から研究を開始できます（4月1日が休日の場合、契約の開始日が変更になる可能性があります）。
- ・ 環境省の推進費は委託研究費であり、文部科学省科学研究費補助金（科研費）のような補助金ではありません。契約に関する手続きなど大きく異なる点があることにご注意ください。

## 研究期間は？

研究開発領域ごとに研究期間が異なっています。詳細は、公募要領等をご覧ください。

### 1) 環境研究・技術開発推進費

ア 戦略一般領域：3年以内

イ 戦略指定領域：4年以内

及び のいずれも、中間評価において、研究の発展可能性、進捗状況等からみて研究の延長が妥当と認められた課題については、2年間延長が可能です。

### 2) 地球環境研究総合推進費

ア 戦略的研究開発領域：原則5年間（第1期3年間、第2期2年間）

イ 地球環境問題対応型研究領域：原則3年間

中間評価において、研究の発展可能性、進捗状況等からみて研究の延長が妥当と認められた課題については、2年間延長が可能です（計5年間）。

ウ 地球環境研究革新型研究領域：原則1年間又は2年間

エ 国際交流研究（Eco Frontier Fellow: EFF）：原則3ヶ月～12ヶ月

進捗状況等からみて、研究の継続が必要と認められるものについては、最大4回の延長が可能です（計5年間）。

## 間接経費とは？

推進費を実行する研究者が所属する研究機関向けの委託金です。

- ・ 推進費の委託研究費は、「直接経費」と「間接経費」の2つに区分されます。
- ・ 直接経費は、研究者のための委託研究費です。一方、間接経費は所属の研究機関に配布される委託研究費です。
- ・ 間接経費は原則として直接経費の30%となっています。
- ・ 間接経費の用途は決められており、その目的以外には使用できません。間接経費を直接経費に振り替えることもできません。

### 【間接経費の主な使用例】

- ・ 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
  - ・ 管理事務の必要経費
  - ・ 共通的に使用される物品等に係る経費
  - ・ 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
  - ・ 図書館の整備、維持及び運営経費
  - ・ 研究成果展開事業に係る経費
  - ・ 広報事業に係る経費
- など

## 不正行為・不正使用に関するルール

環境省の競争的資金では、ルールに反した使用に対して、申請資格の制限や研究費の返還を求める厳しい処置を科しています。

- ・ 委託研究費の不正な使用

- a ) 研究費の打ち切り、返還等
- b ) 申請資格の制限：違反の内容に応じて、2～5年

研究開発費の不適正な経理処理に関する規定については、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規定（平成19年4月20日環境省）」を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/futekisei.pdf>

- ・ 不正行為（データの捏造、改ざん、盗用など）の場合

- a ) 研究費の打ち切り、返還等
- b ) 申請資格の制限：違反の内容に応じて、1～10年

研究上の不正行為に関する対応方針等については、「競争的資金等に係る研究活動における不正行為への対応指針（平成18年11月30日環境省）」を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/accusation/>

ENVIRONMENTAL RESEARCH AND TECHNOLOGY DEVELOPMENT FUND  
&  
GLOBAL ENVIRONMENT RESEARCH FUND

## 問い合わせ先

### 環境研究・技術開発推進費

〒100-8975

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 25 階

環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室

電話：03-3581-3351（内 6246）

U R L：http://www.env.go.jp/policy/tech/suishin.html

### 地球環境研究総合推進費

〒100-8975

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 23 階

環境省地球環境局総務課研究調査室

電話：03-3581-3351（内 6732）

U R L：http://www.env.go.jp/earth/suishinhi/index.htm